

令和3年7月2日

2, 3, 4 年次の保護者の皆様へ

市立札幌大通高等学校長 廣川雅之

令和3年7月からの就学支援金の申請について

令和3年7月～令和4年6月までの授業料を実質無料にする就学支援金の申請案内です。現在の状況が下記①～④のいずれに該当するかをご確認の上、記載された手続きをしてください。なお、手続きが必要な場合は7/12（月）までに事務室へご連絡ください。

昨年度までは、就学支援金を申請する場合は、毎年7月に申請手続きが必要でしたが、制度変更に伴い、保護者等のマイナンバーを提出済で、前回の申請（令和2年7月の申請）から変更がない場合は、自動的に継続のための審査が行われるため、申請手続きは不要となりました。

現在、就学支援金の支給を受けている方（授業料の納付が不要な方）で	
① 引き続き就学支援金を申請する	② 就学支援金を申請しない
手続きはありません (8割以上の生徒が該当すると思います) ※ただし、①保護者等の情報に変更（親権者の追加、変更及び課税地の変更）がある場合、②マイナンバーを提出していない場合は、手続きが必要となりますので、事務室へお知らせください。	事務室へお知らせください 【必要な手続き】 ・システムでの意向登録

現在、就学支援金の支給を受けていない方で	
③ 新たに就学支援金を申請する	④ 就学支援金を申請しない
事務室へお知らせください 【必要な手続き】 ・システムでの意向登録 ・マイナンバー確認書類の提出	手続きはありません

※制度に関する詳細は、大通高校のHPに掲載していますのでご確認ください。

掲載文書：「授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ」

※就学支援金の対象にならない場合でも、収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免を受けられることがありますので事務室までご連絡ください。

大通高校 事務室 (TEL:251-0229)